

世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助金交付要綱

令和 2 年 3 月 3 0 日

3 1 世若者第 2 7 8 号

(通則)

第 1 条 世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助金（以下「補助金」という。）の交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和57年 5 月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 補助金は、ひきこもり、不登校その他の状況（以下「ひきこもり等」という。）にある当事者又はその家族が行う学習会及び講演会並びにこれに付随する活動並びにピアサポートによる相談等（以下「交流支援事業」という。）の実施にかかる経費について一部補助を行い、交流支援事業の拡充及び発展に寄与することにより、ひきこもり等にある当事者又はその家族の社会参加及び相談又は支援のネットワークにつながる環境を整備し、ひきこもり等にある当事者又はその家族の孤立化を防ぐことを目的とする。

(交付対象となる事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ひきこもり等にある当事者又はその家族に対する交流支援事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助事業を行う者が主催するもの又は区と共催し、若しくは区の後援を得て開催するものであること。
- (2) 営利を目的としないものであること。
- (3) 区内で開催されるものであること。
- (4) ひきこもり等にある当事者及びその家族の参加を区内に広く募るものであること。
- (5) 区職員及び区長が必要と認めた者の見学を受け入れること。
- (6) 来場者には区長が指定する項目を設けたアンケートを実施し、その結果を区に報告すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものに該当する事業は補助事業としないものとする。

- (1) 宗教上の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの

- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にあるもの若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (4) 区、区の外郭団体、国又は他の地方公共団体等が交付し、又は支払う補助金、委託料等を受け、又は受けることになっているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認めたもの
(補助金の交付を受けることができる者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を行う団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) ひきこもり等にある当事者及びその家族による交流支援事業の実績が継続して1年以上あること。
- (2) 区内に事務所又は活動拠点を有すること。
- (3) 暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者でないこと。
(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助事業に要する経費のうち次に掲げる経費の合計額と60,000円とを比較して少ない方の額とし、一団体当たりの年間交付額の上限は120,000円とし、年間交付回数は2回を限度とする。

- (1) 講師、助言者等に対する謝礼
- (2) 資料等の印刷製本又は複写に係る経費
- (3) チラシ等の作成、郵送等の広告に係る経費
- (4) 会場の使用料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助事業に要する経費としないものとする。

- (1) 飲食に係る経費
- (2) 個人の所有に帰することとなる物品等の購入費
- (3) 個人を利することとなる事物に係る経費
- (4) 補助事業を開催する団体その他の公益的団体又はこれらの連合体の日常の運営に係る経費

3 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 区長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対して、次に掲げる書類を添付させた世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出させなければならない。

- (1) 補助事業に係る事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の参考となる書類

2 申請書の提出は、開催回ごととし、開催日の3か月前までに申請書を提出させることとする。

(交付の決定及び通知)

第7条 区長は、前条の申請書の提出があったときは、次に掲げるところにより審査し、補助金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付けた条件を世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金を交付しないことを決定したときはその旨を世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助金不交付通知書（第3号様式）により、速やかに、申請者に通知しなければならない。

- (1) 補助事業の内容に関する調査
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要に応じて行う調査

(補助事業の変更の承認)

第8条 区長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、同条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第4号様式）により、その承認に係る申請をさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助金補助事業変更・中止・廃止承認書（第5号様式）により、申請をした補助事業者へに通知するものとする。

（事故報告）

第9条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、補助事業者へに世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助金補助事業事故報告書（第6号様式）により報告させなければならない。

- 2 区長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、適切な指示を書面によりしなければならない。

（遂行命令等）

第10条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、補助事業者が提出する報告等により、当該補助事業者の補助事業が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者へに、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを、世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助金補助事業遂行命令通知書（第7号様式）により命ずるものとする。

- 2 区長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を当該補助事業者へに世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助金補助事業停止命令通知書（第8号様式）により命ずるものとする。

（実績報告）

第11条 区長は、補助事業が完了したとき（第8条第1項第3号の規定により廃止の承認をしたときを含む。）は、当該完了の日が属する月の翌月末まで（当該完了の日が属する月が補助金の交付の決定に係る会計年度の最後の月である場合にあっては、当該会計年度終了の日から14日以内）に、補助事業者へに世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助金補助事業実績報告書（第9号様式。以下「実績報告書」という。）に必要に応じて事業内容、収支内容等を確認できる書類を添えて提出させなければならない。

- 2 区長は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書を審査し、必要があると認めたときは、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合す

るものであるかどうかを調査しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第12条 区長は、実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、決定内容等に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助金交付額確定通知書（第10号様式）により、当該補助事業者には通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 区長は、前条の規定により補助金の交付額を確定したときは、補助事業者には世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助金交付請求書（第11号様式。次項において「請求書」という。）を速やかに提出させなければならない。

2 区長は、請求書の提出があったときは、速やかに当該請求書に係る補助金を支払うものとする。

（是正のための措置）

第14条 区長は、第11条第2項による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを、補助事業者に対して世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助金補助事業是正命令通知書（第12号様式）により命ずるものとする。

2 区長は、前項の命令により補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者に対して、その結果を実績報告書により報告させなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 実績報告書による補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が著しく第6条の交付申請の内容を下回るとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容、これに付けた条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

- (5) 故意に実績報告書に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。
- (6) 補助事業に関し、他の補助金、委託料等を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

3 区長は、前2項の規定により取り消しをしたときは、速やかにその内容を、世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助金交付決定取消通知書（第13号様式。以下「取消通知書」という。）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第16条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、取消通知書により、期限を定めて、その返還を補助事業者に命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第17条 区長は、前条の規定により、補助金の返還を命じたとき（第15条第1項第3号の規定に該当し、補助金の返還を命じたときを除く。）は、補助事業者をして、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（延滞金の計算）

第18条 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（補助金の一時停止）

第19条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の規定に基づき交付されている補助金の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止することができる。

(非常災害時の場合の処置)

第20条 補助事業者が非常災害等により被害を受けたため、補助事業の遂行が困難となった場合の特別の措置については、必要に応じ、区長が指示するところによる。

(補助金の経理等)

第21条 区長は、補助事業者に補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした書類を整理させ、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

(その他)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日2世若者第264号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月25日3世若者第56号)

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日4世生福第470号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日6世生福第1593号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。